

さま
様

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

していいどうしえん
指定移動支援

じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

とうじぎょうしよ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
当事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

もと いていどうしえん さーびす ていきょう
に基づく移動支援におけるサービスを提供します。

とんだばやししいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
富田林市移動支援事業（平成26年11月1日指定）

いけだしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
池田市移動支援事業（平成26年11月1日指定）

たいしちやういどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
太子町移動支援事業（平成26年11月20日指定）

はびきのしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
羽曳野市移動支援事業（平成26年12月11日指定）

おおさかさやまししいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
大阪狭山市移動支援事業（平成26年12月15日指定）

まつばらしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
松原市移動支援事業（平成27年2月28日指定）

ならしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
奈良市移動支援事業（平成27年4月1日指定）

ひらかたしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
枚方市移動支援事業（平成27年7月1日指定）

たかつきしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
高槻市移動支援事業（平成27年7月1日指定）

さかいしいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
堺市移動支援事業（平成27年11月1日指定）

ひがしおおさかししいどうしえんじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい
東大阪市移動支援事業（平成30年9月1日指定）

おおさかししいどうしえんじぎょう れいわ ねん がつ にちしてい
大阪市移動支援事業（令和2年5月1日指定）

かわちながのしいどうしえんじぎょう れいわ ねん がつ にちしてい
河内長野市移動支援事業（令和2年5月1日指定）

とよなかしいどうしえんじぎょう れいわ ねん がつ にちしてい
豊中市移動支援事業（令和5年7月1日指定）

もりぐちしいどうしえんじぎょう れいわ ねん がつ にちしてい
守口市移動支援事業（令和5年11月1日指定）

やおしいどうしえんじぎょう れいわ ねん がつ にちしてい
八尾市移動支援事業（令和6年1月1日指定）

けいやくしゃ たい していいどうしえん い か いどうしえん ていきょうかいし こうせい
契約者に対する指定移動支援（以下、「移動支援」といいます。）の提供開始にあたり、厚生

ろうどうしょうれい もと けいやくしゃ せつめい じこう つぎ
労働省令に基づいて、契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

じぎょうしょめい
(事業所名)

しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

してんのうじ ひでんとんだばやしえんこうようざいたくほうもん すてーしょん
四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション

1 いどうしえん ていきょう じぎょうしゃ
移動支援を提供する事業者について

じぎょうしゃめいしょう 事業者名称	しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう みなみたに えけい 理事長 南谷 恵敬
ほうじんしょざいち 法人所在地 (連絡先)	おおさかふおおさかしてんのうじくしてんのうじ ちやうめ ばん ごう 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号 ほうじんほんぶ 法人本部 06-6771-7971
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和8年5月30日

2 りやうしゃ さーびす ていきょう たんとく じぎょうしょ
ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) じぎょうしょ しょざいちどう
事業所の所在地等

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	してんのうじ ひでんとんだばやしえんこうようざいたくほうもん すてーしょん 四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション
さーびす サービスの おも たいしょうしゃ 主たる対象者	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者 ちてきしょうがいしゃ 知的障害者 しょうがいじ 障害児 せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 なんびやうどうたいしょうしゃ 難病等対象者
しちやうそんしてい 市町村指定 じぎょうしょばんごう 事業所番号	とんだばやし いどうし えんじぎょう 富田林市移動支援事業 (身体障がい者) 27214100057160号 (平成26年11月1日指定) (知的障がい者) 27214200057160号 (平成26年11月1日指定) (障がい児) 27214300057160号 (平成26年11月1日指定) いけだし いどうし えんじぎょう 池田市移動支援事業 2762501184号 (平成26年11月1日指定) たいしちやう いどうし えんじぎょう 太子町移動支援事業 (平成26年11月20日指定) はびきのし いどうし えんじぎょう 羽曳野市移動支援事業 (平成26年12月11日指定) おおさかきやまし いどうし えんじぎょう 大阪狭山市移動支援事業 (平成26年12月15日指定) まつばらし いどうし えんじぎょう 松原市移動支援事業 (平成27年2月28日指定) ならし いどうし えんじぎょう 奈良市移動支援事業 (平成27年4月1日指定) ひらかたし いどうし えんじぎょう 枚方市移動支援事業 (平成27年7月1日指定) たかつきし いどうし えんじぎょう 高槻市移動支援事業 (平成27年7月1日指定) さかいし いどうし えんじぎょう 堺市移動支援事業 (平成27年11月1日指定) ひがしおおさかし いどうし えんじぎょう 東大阪市移動支援事業 (平成30年9月1日指定)

	おおさかしいどうしえんじぎょう 大阪市移動支援事業 かわちながのしいどうしえんじぎょう 河内長野市移動支援事業 とよなかしいどうしえんじぎょう 豊中市移動支援事業 もりぐちしいどうしえんじぎょう 守口市移動支援事業 や お し い どう し え ん じ ぎ ょ う 八尾市移動支援事業	れいわ ねん がつ にちしてい (令和2年5月1日指定) れいわ ねん がつ にちしてい (令和2年5月1日指定) れいわ ねん がつ にちしてい (令和5年7月1日指定) れいわ ねん がつ にちしてい (令和5年10月1日指定) れいわ ねん がつ にちしてい (令和6年1月1日指定)
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふとんだばやししこうようだいち ょう め ばん ごう 大阪府富田林市向陽台 1 丁目3番20号	
れんらくさき 連絡先 そうだんたんどうしやめい 相談担当者名	でんわばんごう 電話番号 0721-29-0320 しらかね ゆういちろう 白銀 雄一郎	ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-29-0282
じぎょうしよ つうじょう 事業所の 通常の じぎょうじっしちいき 事業実施地域	とんだばやしし 富田林市	
じぎょうしよ おこ た 事業所が行なう他の していしょうがいふくし さ ー び す 指定 障 害福祉サービス	きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご 居宅介護・重度訪問介護 2714901184 号 (平成26年11月1日指定)	

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	しゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだん せっち してんのうじひでんとんだばやしえん 社会福祉法人四天王寺福祉事業団が設置する四天王寺悲田富田林苑 こうようざいたくほうもん すてーしょん (以下「事業所」という。)において実施 する移動支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営 管理に関する事項を定め、移動支援の円滑な運営管理を図るととも に、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った移動 支援の提供を確保することを目的とします。
うんえいほうしん 運営方針	① 事業所は、利用者等が居宅等において自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の 状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における 移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。 ② 移動支援の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な移動 支援の提供ができるよう努めるものとします。 ③ 移動支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、 利用者等の所在する市町村、他の指定地域生活支援事業者、指定 相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は 保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事 業者等」という。)との密接な連携に努めるものとします。 ④ 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 及び各市町村移動支援事業実施要綱等に規定する内容のほか

	かんけいほうれいとう じゆんしゆ じぎょう じつし 関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
うんえいりねん 運 営 理 念	せんげん 宣 言 一、私 たちは四天王寺開祖 聖 徳太子が帰依された仏 教の精神（こ ころ）に基づき人の幸せをよろこびとして福祉社会の実現を目 指します。 二、私 たちは良 質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して 暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。 三、私 たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全な サービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営 業 日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝 日、12月29日から 1月3日までを除く。
えいぎょうじかん 営 業 時 間	9 : 00～17 : 30 までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

さーびすていきょうび サービス提供日	ねんじゅうむきゅう 年 中 無 休
さーびすていきょうじかん サービス提供時間	7 : 00～21 : 00 までとする。

(5) 事業所の職員体制

じぎょうしょ かんりしや 事業所の管理者	しせつちよう やまぐち ひろこ 施設 長 山 口 浩 子
-------------------------	---------------------------------

しよくしゆ 職 種	しよく む ない よう 職 務 内 容	じんいんすう 人 員 数
かんりしや 管 理 者	1 従 業 者 及 び 業 務 の 管 理 を、一元的に行います。 2 従 業 者 に、法 令 等 の 規 定 を 遵 守 さ せ る た め 必 要 な 指 揮 命 令 を 行 います。	じよう きん 常 勤 1 名

サービス提供責任者	1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、移動支援が適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に移動支援計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて移動支援計画の変更を行います。 5 移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整を行います。 6 移動支援従業者（以下「ヘルパー」という。）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	常勤 2名 非常勤 1名
ヘルパー	1 移動支援計画に基づき、移動支援を提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤 2名 非常勤 6名

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
移動支援計画書の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に移動支援計画を作成します。
移動支援	外出の準備に伴う支援 健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等
	移動に伴う支援 車椅子誘導、交通機関の利用補助等
	コミュニケーションの支援 代読、代筆等

がいしゅつさき 外出先での必要 支援	はい かいじょ しよくじかいじょ こういかいじょ しせいほ じ ち け っ と こうにゅう 排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入 の支援等
きたく ちよくご たいおう 帰宅した直後の対応 支援	こういかいじょ にもつせりとう 更衣介助、荷物整理等

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除等）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

移動支援事業によるサービスの提供した際は、サービス利用料金（市町村長の定める基準により算出した額）のうち9割が移動支援給付費の給付対象となります。事業者が移動支援給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。地域生活支援受給者証等をご確認ください。

上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

◆富田林市における利用料金は、次表のとおりです。

とんだばやし
富田林市

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
移動支援	30分	1000円	100円
	45分以上～1時間	2000円	200円
	1時間30分	3000円	300円
	2時間	4000円	400円
	2時間30分	5000円	500円
	3時間	6000円	600円

じかん 4時間～	ぶん ま 以後 30分増すごとに えんかさん 1,000円加算	ぶん ま 30分増すごとに 100 えんかさん 円加算
-------------	--	--------------------------------------

とんだばやしがい ごりようしゃ べっし ごせつめい いた
富田林市外のご利用者へは別紙にてご説明致します。

4 その他の費用について

①交通費	つうじょう じぎょう じっしちいき こ おこな じぎょう よう こうつうひ こうきよう 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共 こうつうきかん りよう ばあい じっぴ じぎょうしゃ じどうしゃ しょう 交通機関を利用した場合はその実費を、事業者の自動車を使用した ばあい かたみち きろ め ー とる みまん えん かたみち きろ め ー とる いじよう 場合は片道5キロメートル未満で 100円、片道5キロメートル以上で は1キロメートルごとに 50円増しの額を請求させていただきます。 また、ゆうりようどうろ ちゅうしゃじようひつよう じ じっぴ せいきゆう また、有料道路、駐車場必要時は実費を請求させていただきます。	
②キャンセル料	さーびす りよう きゃんせる ばあい きゃんせる れんらく サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた じかん おう か き きゃんせる りよう せいきゆう 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	ぜんじつ れんらく ばあい 前日までのご連絡の場合	きゃんせる りよう ふよう キャンセル料は不要です。
	ほうもん ふざい また れんらく 訪問するが不在、又は連絡がなか った場合	ていきよう りようりよう 1提供あたりの利用料の ばいせん せいきゆう 50 % を請求いたします。
※ただし、りようしゃ びようへん きゆう にゆういんどう ばあい きゃんせる りよう せいきゆう 利用者の病変、急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。		
③サービス提供にあたり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	りようしゃ きやくさま べつとふたん 利用者（お客様）の別途負担 となります。	
④移動支援等におけるヘルパーの公共交通機関等 の交通費		

5 利用者負担額及びその他の費用の請求の支払い方法について

利用者負担額について	りようしゃふたんがく せたい しよとくぶん おう げつがく じようげんがく 利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上 限 額 が さだめられており、上 限 額 を超えた部分については事業者が移動支援 きゆうふひ しちようそん せいきゆう 給付費として市町村に請求することとなっています。
上 限 額 管理について	いどうしえん りようしゃふたん じようげんがくかんり ふくすう じぎょうしゃ 移動支援における利用者負担上 限 額 管理とは、複数の事業者によ るサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者 およびその世帯ごとの負担上 限 額 を超えることがないよう事業者ご との 徴 収 額 の管理を行うことです。
利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて	りようしゃふたんがく およ た ひよう せいきゆう しはら ほうほう 利用者負担額及びその他の費用については、サービスを利用した月 の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供 の記録と内容を照 合 のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれか の方法によりお支払い下さい。 （ア）現金払い （イ）事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず 領 収 書 をお渡ししますので、

	ほかん ねが 保管をお願いします。
--	----------------------

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、 担当ヘルパーの変更を 希望される場合は、右の 相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 イ 連絡先電話番号 ウ 受付日および受付時間	しらがね ゆういちろう 白銀 雄一郎 0721-29-0320 0721-29-0282 月～金曜日 9:00～17:30
---	--	---

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望にそえない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 移動支援計画書の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「移動支援計画書」を作成します。作成した「移動支援計画書」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「移動支援計画書」に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 移動支援計画書の変更等

「移動支援計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介する等必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供に

あたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談担当者等に遠慮なくご相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	しせつちよう やまぐち ひろこ 施設長 山口 浩子
-----------------------------------	------------------------------

② 虐待を受けたと思われる障害者及び障害児を発見した場合は、市町村に通報します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

- ①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	緊急連絡先の家族等	つづきから続柄
	住所	
	電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	業務中や業務の結果、または所有・使用・管理する施設に起因する事故で、法律上の損害賠償責任を負ったときに補償される。

12 身分証携行義務

移動支援従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

移動支援事業者は、移動支援の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の障害福祉サービス事業者等との連携

移動支援の提供に当たり、市町村、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 移動支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 移動支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 移動支援サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積りを作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した移動支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- 本事業所では第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見をいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

相談窓口	相談担当者氏名：	白銀雄一郎・谷口直哉 武田英基・前濱亜由美・坪井信幸
	電話番号：	0721-29-0836
	ファックス番号：	0721-29-0282
	受付日および受付時間：	月～土曜日 9：00～17：30

だいさんしゃいいん
【第三者委員】

し めい 氏 名	じゅう しょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
かさばら さちこ 笠原 幸子 (四天王寺大学 教授)	は び き の し が く え ん ま え 羽曳野市学園前3-2-1 四天王寺大学	072-956-3181
とりうみ なおみ 鳥海 直美 (四天王寺大学 講師)	は び き の し が く え ん ま え 羽曳野市学園前3-2-1 四天王寺大学	072-956-3181

(イ) そうだんおよ く じょう えんかつ てきせつ たいおう たいせいおよ て じゅん い か
相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおり

とします。

- ① くじょうまた そうだん ばあい りようしゃ じょうきょう しょうさい はあく ひつよう おう
苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、
じょうきょう き と ほうもん じっし じじょう かくにん おこな
状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ② そうだんたんとうしゃ はあく じょうきょう かんりしゃ けんとう おこな たいおう けつてい
相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ たいおうないよう ほと ひつよう おう かんけいしゃ れんらくちようせい おこな りようしゃ
対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者
へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ④ どうじじょうしよ しょうり え ないよう てきせつ たいおうほうほう りようしゃ
当事業所において、処理し得ない内容についても、適切な対応方法を利用者の
たちば た けんとう たいおう
立場に立って検討し対応する。

だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
19 第三者評価の実施状況

じっし 実施している	じっし 実施していない
---------------	----------------

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 してんのうじひ でん とんだばやし えん こうよう 四天王寺悲田富田林苑向陽 ざいたくほうもんすてーしょん 在宅訪問ステーション	しょ ざい ち 所在地 おおさかふとんだばやししこうようだい ちょうめ ばん ごう 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号 でんわばんごう 電話番号 0721-29-0320 ファックス番号 0721-29-0282 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:30
しょうそん まどぐち 【市町村の窓口】 もりぐちし 守口市 ふくしか 障がい福祉課	しょ ざい ち 所在地 おおさかふもりぐちしけいはんほんどおり 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 でんわばんごう 電話番号 06-6992-1635 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび 月～金曜日 9:00～17:30
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会 ふくし さーびす くじょう かいけつ 「福祉サービス苦情解決 いいんかい 委員会」	しょ ざい ち 所在地 おおさかふおおさかしちゅうおうくなかでら 大阪府大阪市中区中寺1-1-54 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび 月～金曜日 10:00～16:00 いーめーろ Eメール tekisei@osakafusyakyo.or.jp

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第108号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

施設	所在地	富田林市向陽台一丁目3番20号
	法人名	社会福祉法人四天王寺福祉事業団
	代表者名	山口 浩子 印
	施設名	四天王寺悲田富田林苑 向陽在宅訪問ステーション
	説明者氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、移動支援の説明を受けました。

契約者

住所

氏名

印

保護者氏名

印

代理人または

住所

立会人等

氏名

印

続柄 ()

(事業者名)

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

(事業所名)

四天王寺悲田富田林苑向陽在宅訪問ステーション

(住所)

大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号

(代表者氏名)

施設長 山口 浩子

印